

第2次東広島市公共施設等総合管理計画の改訂について

1 要旨

総務省通知に基づき、第2次東広島市公共施設等総合管理計画の一部を改訂するもの。
通知では、①基本的事項7項目の記載、②各個別施設計画を踏まえた維持管理・更新等に係る経費の精緻化、③公共施設等の管理に関する基本的な考え方の記載を求められている。
これに基づき、①②に対応するものである。なお、③については、対応済みである。

2 基本的事項の追記（7項目中3項目）

・施設保有量の推移

（単位：㎡）

	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
延床面積	570,162	565,877	571,965	567,498	562,660
うち行政財産	566,428	562,066	567,828	563,360	556,653

・維持補修費の推移（過去に行った対策の実績）

（単位：百万円）

	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
維持補修費	1,594	1,754	1,190	1,251	1,478

・有形固定資産減価償却率の推移

（単位：％）

	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
有形固定資産 減価償却率	39.9	41.5	43.6	45.3	46.7

3 今後10年間の維持管理・更新等に係る経費

・改修・更新等に係る経費比較

（単位：億円）

	総合管理計画（A）	個別施設計画（B）	差額（B－A）
改修・更新	950.5	796.3	▲154.2

公共施設等総合管理計画の改修・更新等に係る経費について、策定済みの個別施設計画等の集計を行ったところ、154億円の乖離が生じている状況であった。

主な要因は、学校施設で実施すべき大規模改修の一部が含まれていなかった等によるものであり、総合管理計画を適切に進捗させるために、計画の数値目標（全体で1,530億円）自体は変更せず、まずは個別施設計画を時点修正しながら、予防保全への取組みを加速させる。